

都道府県・ 政令指定都市名	35 山口県
------------------	--------

時点：平成30年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部男女共同参画課
担 当 職 員 数	14 人 (専任 6 人、兼任 8 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	山口県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成7年10月1日 根拠：山口県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	山口県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成12年10月1日
構 成 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第4次山口県男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	平成33年3月31日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	山口県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成12年7月11日
	施 行 日	平成12年10月1日
	最 終 改 正 日	平成17年7月12日
	改 正 内 容	市町村合併により、県内に「村」が存在しなくなったことに伴い、「市町村」を「市町」に修正
	改定が予定されている場合、改定予定時期：	平成 年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:
目 標 値	平成 32 年度まで	47.8 %		平成 年度まで	%	
根 拠	第4次山口県男女共同参画基本計画(平成28年3月)					
目標設定の対象である審議会等の範囲	附属機関(法律または政令により設置されている審議会等)					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(60)	うち女性委員を含む審議会等数(60)		
			延総委員等数(688)	延女性委員等数(321)	女性比率(46.7)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(64)	うち女性委員を含む審議会等数(63)		
			延総委員等数(829)	延女性委員等数(329)	女性比率(39.7)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(38)	うち女性委員を含む審議会等数(36)		
			延総委員等数(762)	延女性委員等数(223)	女性比率(29.3)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)	うち女性委員を含む審議会等数(8)		
			延総委員等数(81)	延女性委員等数(18)	女性比率(22.2)	
目標値以外の目標設定	現状の水準を維持(H26:47.8%を維持)					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	36 人	(平成 30 年 4 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他				

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:								
	管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	女 性 管 理 職 の 内 訳									
				部局長相当職				次長相当職			課長相当職		
				(人) (C)	うち女性数 (D)	女性比率	(人) (E)	うち女性数 (F)	女性比率	(人) (G)	うち女性数 (H)	女性比率	
本庁	計	312	21	6.7	22	0	0.0	42	1	2.4	248	20	8.1
	うち一般行政職	254	20	7.9	20	0	0.0	28	1	3.6	206	19	9.2
支庁・地方事務所等	計	307	19	6.2	3	0	0.0	43	0	0.0	261	19	7.3
	うち一般行政職	219	8	3.7	0	0		31	0	0.0	188	8	4.3
全体	計	619	40	6.5	25	0	0.0	85	1	1.2	509	39	7.7
	うち一般行政職	473	28	5.9	20	0	0.0	59	1	1.7	394	27	6.9
再掲	警察関係	74	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0	49	0	0.0
	教育委員会	80	5	6.3	2	0	0.0	2	0	0.0	76	5	6.6

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:平成30年4月1日			3:その他:		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計	892	118	13.2	774	141	18.2
	うち一般行政職	691	104	15.1	441	114	25.9
支庁・地方事務所等	計	929	147	15.8	1,097	198	18.0
	うち一般行政職	597	93	15.6	460	125	27.2
全体	計	1,821	265	14.6	1,871	339	18.1
	うち一般行政職	1,288	197	15.3	901	239	26.5
再掲	警察関係	347	20	5.8	831	57	6.9
	教育委員会	138	27	19.6	101	55	54.5

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計	59	7	11.9	72	12	16.7	60	12	20.0
	うち一般行政職	43	5	11.6	45	10	22.2	46	9	19.6
支庁・地方事務所等	計	50	5	10.0	73	20	27.4	112	19	17.0
	うち一般行政職	28	3	10.7	41	15	36.6	32	9	28.1
全体	計	109	12	11.0	145	32	22.1	172	31	18.0
	うち一般行政職	71	8	11.3	86	25	29.1	78	18	23.1
再掲	警察関係	25	0	0.0	51	2	3.9	84	5	6.0
	教育委員会	4	2	50.0	8	2	25.0	5	4	80.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	それ以外	面接のみ	それ以外						
課長級	○					○	◎				
補佐級	○					○	◎				
係長級	○					○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

		全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	試験	2,083	213	10.2
昇格試験	試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	213	64	30.0
うち 上級	136	42	30.9
うち 一般行政職	107	40	37.4
うち 上級	88	32	36.4
うち 警察関係	111	27	24.3
うち 上級	51	12	23.5

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	愛称・通称	
設置年月日	施設形態	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 住所: 電話番号: FAX番号: ホームページ:	
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) その他()	
職員数	常勤 人、非常勤 人	予算額 平成30年度 千円
主な事業	1. 広報啓発(主な事項:) 2. 講座(主な事項:) 3. 相談事業(主な事項:) 4. 情報収集・提供(主な事項:) 5. 苦情処理(主な事項:) 6. 交流促進(主な事項:) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) 9. 調査研究(主な事項:) 10. その他(主な事項:)	
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの:○	

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人山口きらめき財団		基金・基本財産額	1,492,426	千円
設置年月日	平成24年4月2日	出資者	山口県ほか		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無 問10-1 名称等: 山口県女性団体連絡協議会	加盟団体数	10	
問10-2 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	258603	
問10-3 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		<input type="checkbox"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="checkbox"/> 2. 機関誌の発行 <input type="checkbox"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="checkbox"/> 4. その他 (内容: エンパワメントフェスタの開催)			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

<input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市町村職員研修会の開催 <input type="checkbox"/> 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="checkbox"/> 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容 :	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="checkbox"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

<input type="checkbox"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="checkbox"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="checkbox"/> 3. その他 (内容: 選択制の研修において、受講希望者が定員を超えた場合、女性職員の受講を優先。育児休業から復帰する職員に対する職場復帰研修の実施。)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	29年度予算 (千円)	30年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	71,860	70,367	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	①	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得			
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④	○			○
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	1
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2	○	○
	3	役員に占める女性割合に関する項目	
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	
	5	○	
	6	その他「登用促進等」に関する項目	
	7	○	○
	8	○	○
	9	短時間正社員制度の導入	
	10	○	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12	その他	

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	誰もが活躍できるやまぐちの企業(2、7、8、10)、やまぐち子育て応援企業宣言制度(2)、やまぐちイクメン応援企業宣言制度(2)、やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度/宣言制度(2、5、7、8)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	やまぐち働き方改革推進優良企業表彰(2、7、8、10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	山口県男女共同参画推進連携会議
2	現在は無いが、今後検討する	1		上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1.有 2.無	問17-1 名称	男女共同参画に関する県民意識調査報告書
問17-1 公表周期	1.定期 2.不定期	1	定期的場合	5年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)			

問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画フォーラム ・ 男女共同参画推進月間 ・ 男女共同参画ポスターコンテスト ・ 配偶者暴力に関する普及啓発 ・ ホームページ運営	講演会や分科会の開催 ポスター、チラシ、各種媒体を活用した広報 男女共同参画に関する絵画を募集し、最優秀作品をポスターとして広報に活用 普及啓発資料や各種媒体を活用した広報 男女共同参画に関する情報提供	約500人	10月 10月 4月～7月 通年 通年
2. 表彰 ・ 女性活躍推進知事表彰	地域で活躍する女性等の功績を称え、身近なロールモデルとして示す		10月
3. 講座 ・ 配偶者暴力関係職員研修 ・ 性暴力被害者支援事業	相談員を対象とした研修(市町等相談窓口職員研修)※基礎研修(市町対象)及び専門研修(市町及び施設職員対象) 相談員等を対象とした支援者を養成する性暴力被害者支援に係る相談員養成研修	基礎研修 約50人、 専門研修 約50人 約20人	基礎研修 4月、専門研修12月 7月～9月
4. 相談事業 ・ 山口県男女共同参画相談センター	相談対応、一時保護所の運営		通年
5. 情報収集・提供 ・ ホームページ運営	男女共同参画に関する情報提供		通年
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画に関する苦情処理	山口県男女共同参画推進条例に基づく苦情処理		通年
7. 交流促進 ・ 男女共同参画フォーラム ・ 輝く女性管理職ネットやまぐち	講演会や分科会の開催 企業の枠を超えて、女性管理職同士の交流や研鑽を実施し課題解決に向けた発表や意見交換を実施	約500人 約20人	10月 7月～11月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画推進事業者認証事業 ・ 女性の活躍推進事業者登録制度	男女共同参画に関する取組を行っている事業者や団体の認証 女性の活躍を推進する取組を行っている事業者や団体の登録		通年 通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ 男女共同参画フォーラム	分科会の一つとして、山口県と姉妹提携をしている韓国慶尚南道と、両県道に共通する課題である「女性の活躍推進」について、地域で活躍する女性に焦点をあてて、取組発表、意見交換を実施	約100名	10月
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 年次報告 ・ 市町を対象とする各種会議 ・ 女性活躍推進法行動計画作成セミナー ・ 男性家事参画に係る手帳の作成 ・ 男性家事参画フォーラム	男女共同参画に係る施策の推進状況等に関する報告 市町を対象とした担当者会議等の開催 従業員数300人以下の事業者を対象に、一般事業主行動計画策定を支援するセミナーを開催 固定的役割分担意識の解消に向けて、男性の家事参画、男女の家事分担について意識啓発を図る 大学生や新入社員等の若い世代を主対象として、広く県民に対して、講演やパネルディスカッションを交え、男性の家事参画、男女の家事分担についての意識啓発を図る		9月 随時 9月～10月 10月以降 11月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	山口県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	3		
育児	3		
家族の看護	3		
家族の介護	3		
疾病	1		
その他	3		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	山口県議会議規則第二条		
条文本文			
議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		2
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		2

調査時点コード: 1

1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	平成30年2月23日	~	平成34年2月22日
副知事				1 人	(女性 0 人、男性 1 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付けています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	60	6	10.0	
	都道府県防災会議(委員のみ)	59	6	10.2	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	22	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	21	1	4.8	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	6	5	83.3	
	2 国土利用計画地方審議会	12	6	50.0	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	19	0	0.0	
	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	20	8	40.0	
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	19	10	52.6	
	7 精神医療審査会	18	5	27.8	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	19	7	36.8	
	10 准看護師試験委員会	8	5	62.5	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	23	10	43.5	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	17	8	47.1	
	14 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	12	5	41.7	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	7	4	57.1	
	18 建築審査会	5	2	40.0	
	19 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県都市計画審議会	14	4	28.6	
	21 開発審査会	6	3	50.0	
	22 私立学校審議会	10	5	50.0	
	23 石油コンビナート等防災本部	50	1	2.0	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	5	2	40.0	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	30 介護保険審査会	21	12	57.1	
	31 都道府県固定資産評価審議会	6	3	50.0	
	32 感染症の診査に関する協議会	24	8	33.3	
	33 警察署協議会	155	58	37.4	
×	34 土地収用事業認定審議会				
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	4	2	50.0	
	36 国民保護協議会	13	1	7.7	
	37 地方独立行政法人評価委員会	14	7	50.0	
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
	40 自然再生協議会	59	3	5.1	
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	43 留置施設視察委員会	6	2	33.3	
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	17	0	0.0	
	45 指定難病審査会	24	2	8.3	
	46 小児慢性特定疾病審査会	24	2	8.3	
	47 行政不服審査会	5	2	40.0	
	48 国民健康保険運営協議会	11	5	45.5	
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合 計	762	223	29.3	
	女性委員0の審議会数	2			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	4	57.1	
8	海区漁業調整委員会	30	4	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	81	18	22.2	
	女性委員0の委員会数	1			